

平成三十年三月三十日受領
答弁第一七五号

内閣衆質一九六第一七五号

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員阿部知子君提出南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する再質問に対する答弁書

一の(一)について

国際連合南スーダン共和国ミッション(以下「UNMISS」という。)への平成二十三年十一月から平成二十九年五月までの間における自衛隊員の参加要員数は、延べ三千九百三十九人である。

一の(二)及び(三)について

UNMISSへの平成二十九年六月から平成三十年二月までの間における自衛隊員の参加要員数は、延べ八人であり、これらの自衛隊員は、UNMISS司令部要員の一人として、兵たん全般の需要に関する部内の調整に関する業務、データベースの保守管理に関する業務、施設業務に関する企画及び調整に関する業務並びに航空機の運航支援に関する企画及び調整に関する業務を実施したところである。

二の(一)について

お尋ねの「負傷」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、UNMISSに派遣されていた自衛隊の部隊から報告された「南スーダン派遣施設隊等の衛生状況(週間報告)」によると、平成二十四年二月から平成二十九年五月までの間に、「損傷・中毒・その他の外因」に該当した自衛隊員の延べ

人数は、初診六百四十九人、再診五百四十八人である。なお、お尋ねの「原因」については、その全てを把握しているわけではないため、お答えすることは困難である。

二の(二)について

お尋ねの「南スーダン派遣施設隊日々報告」(以下「日報」という。)第千六百三十九号四十三ページに記載されている負傷者は、我が国が派遣した自衛隊員ではない。

二の(三)について

日報は、UNMISS派遣部隊の隊長が中央即応集団司令官に対し報告を行うために作成していた文書であり、部隊が現地で取得した情報を基に記載しているところである。

二の(四)について

お尋ねの「七人の傷病状況」については、呼吸器系疾患、消化器系疾患、皮膚及び皮下組織の疾患又は損傷・中毒・その他の外因である。

三について

お尋ねの「死亡年月」については、関係者のプライバシー保護の観点から、答弁を差し控えたい。

四について

お尋ねについては、平成三十年三月二十六日時点で把握している限りでは、零人である。

五について

御指摘の「公開された「南スーダン派遣施設隊 日々報告」」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、日報に関しては、その管理状況について実施された特別防衛監察の結果を踏まえて、関係者の処分を行い、文書管理や情報公開を適正に実施するための改善措置を講じたところであり、今後、御指摘のようない「確認作業」を改めて行う予定はない。